

**仙台市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画  
(平成30～32年度) 中間案**

**平成 29 年 11 月  
仙 台 市**

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(平成30～32年度) 中間案

＝ 目 次 ＝

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨と位置づけ       | 1  |
| 第2章 | 高齢者を取り巻く現状と課題      | 7  |
| 第3章 | 基本目標・施策の体系         | 11 |
| 第4章 | 高齢者保健福祉施策の推進       | 15 |
| 第5章 | 介護保険対象サービスの量の見込み   | 21 |
| 第6章 | 介護保険制度の円滑な運営に関する方策 | 25 |

# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画策定の趣旨

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。

本市では、平成27年3月に、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。この計画は、事業の達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしています。

今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としながら、地域ごとに高齢化の態様や地域の状況・課題が異なることを踏まえ、それぞれの地域にふさわしい地域包括ケアシステムの実現に向け、各種施策の展開を図るための計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本市では、平成23年3月に「仙台市基本構想」を定め、21世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえ、仙台市地域保健福祉計画など関連する他の本市計画と連携の上、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

## 3 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

## 4 計画の点検・評価

毎年度、計画達成状況を点検し、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

## 5 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民の皆様、有識者や関係者の方々のご意見を反映させるために次の取り組みを行ってきました。

### ◎実態調査の実施

- 平成28年11月から12月にかけて、65歳以上の高齢者を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査（高齢者一般調査）」、要介護等高齢者を対象に「仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）」を実施しました。
- 平成29年8月に、特別養護老人ホームに入所申込みをしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入居希望者アンケート調査」や、特別養護老人ホーム等の事業者・団体等を対象とするアンケートやヒアリング調査を実施しました。

### ◎計画の検討

- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容等についての検討を進めてきました。

今後、当中間案についてパブリックコメントや説明会などを実施し、お寄せ頂いたご意見等も踏まえながら、平成29年度中に計画を策定する予定です。

## 6 現計画の実績（平成27年度～28年度末）

現計画の8つの施策の柱ごとの主な取り組み状況については、次のとおりとなっています。

### (1) 高齢者の社会参加・生きがいの促進

老人クラブをはじめとする各種活動団体への支援やシルバー人材センターによる仕事のあっせんを通じ、社会参加活動を促進したほか、敬老乗車証制度の運用による外出支援などを進めました。

#### 〔社会参加活動の促進・就業支援〕

|                                    | 平成27年度       | 平成28年度       |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| 老人クラブへの助成（助成団体数）                   | 462 団体       | 446 団体       |
| シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事のあっせん（契約金額） | 1,064,864 千円 | 1,093,995 千円 |
| 敬老乗車証の交付（交付者数）                     | 106,963 人    | 108,146 人    |

## (2) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

地域包括支援センターによる介護予防教室の実施や、介護予防自主グループの育成・支援など、介護予防の取り組みを着実に進めました。

### 〔二次予防事業対象者把握（生活機能評価）〕

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 把握者数 | 9,488 人  | 9,522 人  |

### 〔通所型介護予防事業〕

|          | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------|----------|
| 参加者数（延べ） | 532 人    | 534 人    |

### 〔地域包括支援センターによる介護予防教室〕

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 開催回数 | 983 回    | 1,031 回  |

### 〔介護予防自主グループ育成・支援〕

|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 新規育成グループ数 | 16 グループ  | 14 グループ  |
| 活動グループ数   | 181 グループ | 192 グループ |

## (3) 地域における支え合いの体制づくり

平成 28 年度には生活支援サービスを提供するボランティア団体や NPO への助成をモデル事業として実施したほか、在宅高齢者世帯調査の結果等も踏まえ、在宅生活を希望する高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種の在宅支援サービスを継続的に実施しました。

### 〔生活支援サービスのボランティア団体・NPO によるサービスの提供〕

|            | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|
| モデル事業実施団体数 | -        | 18 団体    |

### 〔在宅高齢者世帯調査の実施〕

|           | 平成 27 年度                    | 平成 28 年度                    |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 回答者数（回答率） | 90,319 人<br>(95.4%)<br>全数調査 | 10,952 人<br>(95.1%)<br>一部調査 |

### 〔在宅支援サービスの提供〕

|                 | 平成 27 年度  | 平成 28 年度  |
|-----------------|-----------|-----------|
| 介護用品支給事業（件数）    | 4,550 件   | 6,159 件   |
| 食の自立支援事業（延べ配食数） | 313,805 食 | 315,171 食 |
| 緊急ショートステイ（利用日数） | 206 日     | 307 日     |

〔高齢者虐待の相談への対応〕

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 対応件数 | 187 件    | 210 件    |

(4) 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

認知症の方とその家族への支援として、サービスや支援についての情報をまとめた認知症ケアパスの作成や、これらの方の居場所となる認知症カフェの設置を推進したほか、認知症初期集中事業の実施による早期発見・早期対応体制の整備に取り組みました。

また、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターなどに配置し、認知症の人と家族を支えるための取り組みを地域で展開しているほか、累計 6 万人を超える認知症サポーターを養成しました。

〔認知症カフェの設置〕

|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 認知症カフェタイプ | 19 団体    | 37 団体    |
| 家族交流会タイプ  | 8 団体     | 16 団体    |
| ご本人中心のタイプ | 4 団体     | 5 団体     |

〔認知症ケアパスの作成〕

|              | 平成 27 年度 | 平成 28 年度                   |
|--------------|----------|----------------------------|
| 認知症ケアパスの作成状況 | 全市版ケアパス  | 地域版ケアパス<br>(20 地域包括支援センター) |

〔認知症初期集中支援チームによる支援〕

|               | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------|----------|----------|
| 対応地域包括支援センター数 | 32 か所    | 50 か所    |

〔認知症地域支援推進員の配置〕

|     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----|----------|----------|
| 配置数 | 69 人     | 106 人    |

〔認知症サポーター養成講座の実施〕

|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 養成人数 (累計) | 47,987 人 | 60,320 人 |

(5) 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

地域における高齢者支援の重要な役割を担っている地域包括支援センターについて、平成 27 年度より 1 センター増設し 50 センター体制としたほか、地域包括ケアシステムの中核としての役割を十分担えるよう、専任職員の配置による機能強化を図り、地域の支え合い体制づくり等を進めています。

また、地域包括支援センターや区が中心となって地域ケア会議を開催し、個別事例の課題解決や関係機関のネットワークづくりを進めています。

〔地域包括支援センターの運営〕

|          | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------|----------|
| 設置数      | 50 か所    | 50 か所    |
| 相談件数（延べ） | 55,518 件 | 59,742 件 |
| 専任職員の配置数 | 25 センター  | 50 センター  |

〔地域ケア会議の開催〕

|                 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------------|----------|----------|
| 地域包括支援センター主催の会議 | 259 回    | 270 回    |
| 区主催の会議          | 38 回     | 38 回     |

(6) 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

介護保険施設の整備状況は下記のとおりであり、整備目標の達成に向けて着実に進めています。

〔介護保険施設整備状況（設置数・定員）〕

（数字は選定ベースによるもの）

|   | 27 年度末<br>（初年度）                 | 28 年度末<br>（2 年目）                | 29 年度末<br>（最終年度）                |         | 第 6 期<br>目標数 | 第 6 期<br>選定数 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------|--------------|--------------|
|   | 定員                              | 定員                              | 定員                              | 目標定員    | 定員           | 定員           |
| 介護老人福祉施設<br>（特別養護老人ホーム）<br>〔広域型〕<br>〔地域密着型〕 | 4,249 人<br>(3,872 人)<br>(377 人) | 4,508 人<br>(4,102 人)<br>(406 人) | 4,542 人<br>(4,136 人)<br>(406 人) | 4,470 人 | 700 人分       | 772 人分       |
| 介護老人保健施設                                    | 3,380 人                         | ※3,480 人                        | ※3,480 人                        | 3,440 人 | 360 人分       | ※400 人分      |
| 認知症高齢者グループホーム                               | 1,781 人                         | 1,979 人                         | 1,979 人                         | 1,993 人 | 360 人分       | 364 人分       |
| 小規模多機能型居宅介護                                 | 38 事業所                          | 40 事業所                          | 41 事業所                          | 46 事業所  | 12 事業所       | 7 事業所        |
| 特定施設入居者生活介護                                 | 2,351 人                         | 2,516 人                         | 2,516 人                         | 2,489 人 | 360 人分       | 387 人分       |

※介護療養型医療施設からの転換分（19 人分）を含む。

### (7) 将来にわたる介護人材の確保

介護事業所への指導監査を通じて、事業所職員の勤務実態等の把握と適切な指導助言に努めているほか、介護関係職員を対象とした研修を実施し、職員のスキルアップ支援を行いました。

また、関係機関と連携した合同企業説明会や一般大学生向けの介護職PRパンフレットの作成を行い、新規人材確保への取り組みを実施しました。

〔事業所への指導監査等を通じた職員の勤務実態・職場環境の把握と適切な指導・助言の実施〕

|                  | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------------|----------|----------|
| 介護施設等への指導実施数     | 112 事業所  | 118 事業所  |
| 〃 監査実施数          | 2 事業所    | 2 事業所    |
| 居宅サービス事業所への指導実施数 | 161 事業所  | 146 事業所  |
| 〃 への監査実施数        | 4 事業所    | 3 事業所    |

〔関係機関や経済団体等と連携した取り組みの推進〕

|                   | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------|----------|----------|
| 合同企業説明会・面接会等の開催回数 | 9 回      | 8 回      |
| 〃 の参加者数           | 2,928 人  | 2,656 人  |

### (8) 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、住宅改造費の助成や生活支援サービスの提供のほか、サービス付高齢者向け住宅等についての情報提供を行っています。

また、災害への備えとして、災害時要援護者情報登録の勧奨等を進め、地域としての災害対応力強化に取り組みました。

〔高齢者住宅改造費補助金交付事業〕

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|
| 交付件数 | 17 件     | 17 件     |

〔サービス付き高齢者向け住宅の登録〕

|            | 平成 27 年度      | 平成 28 年度      |
|------------|---------------|---------------|
| 累計登録件数(戸数) | 43 件(1,340 戸) | 48 件(1,509 戸) |

〔災害時要援護者情報登録制度〕

|             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------|----------|----------|
| 登録者数(年度末時点) | 13,188 人 | 12,567 人 |

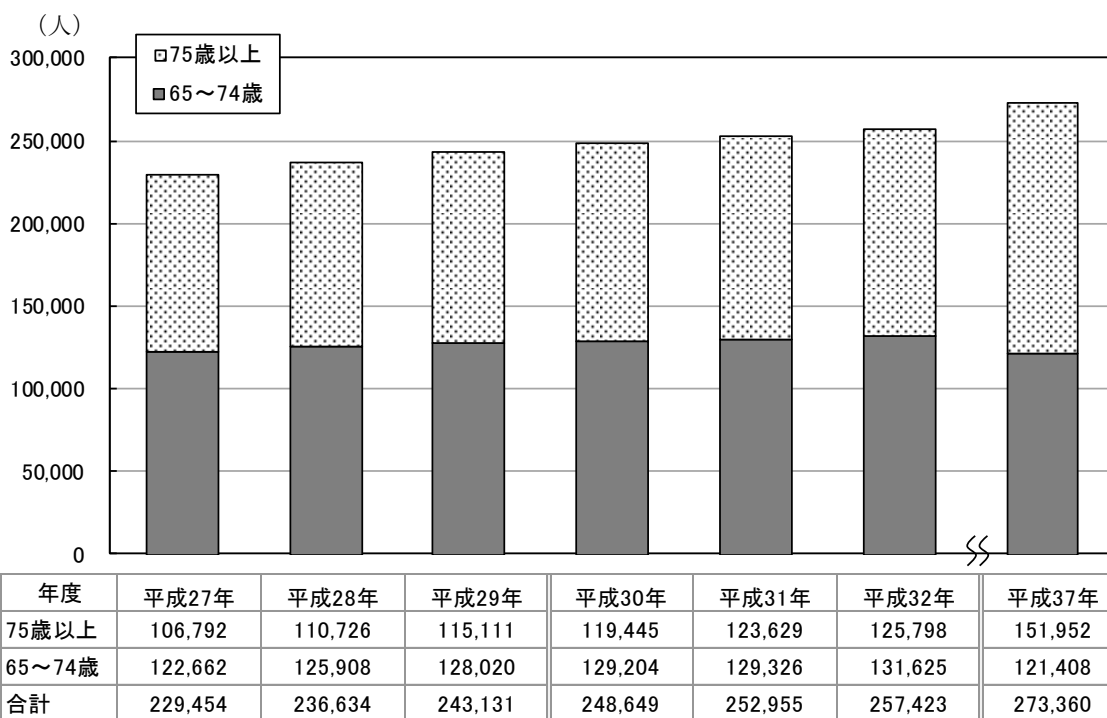


## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）の現状と推計

本市の第1号被保険者数（65歳以上の方の人数）は、本年10月1日現在243,131人（総人口に占める割合は22.9%）です。このうち65～74歳までの前期高齢者が52.7%、75歳以上の後期高齢者が47.3%となっています。

第7期事業計画期間はさらに後期高齢者の割合が増加し、平成32年には257,423人（うち前期高齢者131,625人 51.1%、後期高齢者125,798人 48.9%）に達するものと見込んでいます。平成37年には団塊の世代（昭和22年～昭和24年生）の方々が75歳に到達することから、273,360人（うち前期高齢者121,408人 44.4%、後期高齢者151,952人 55.6%）に達するものと見込んでいます。

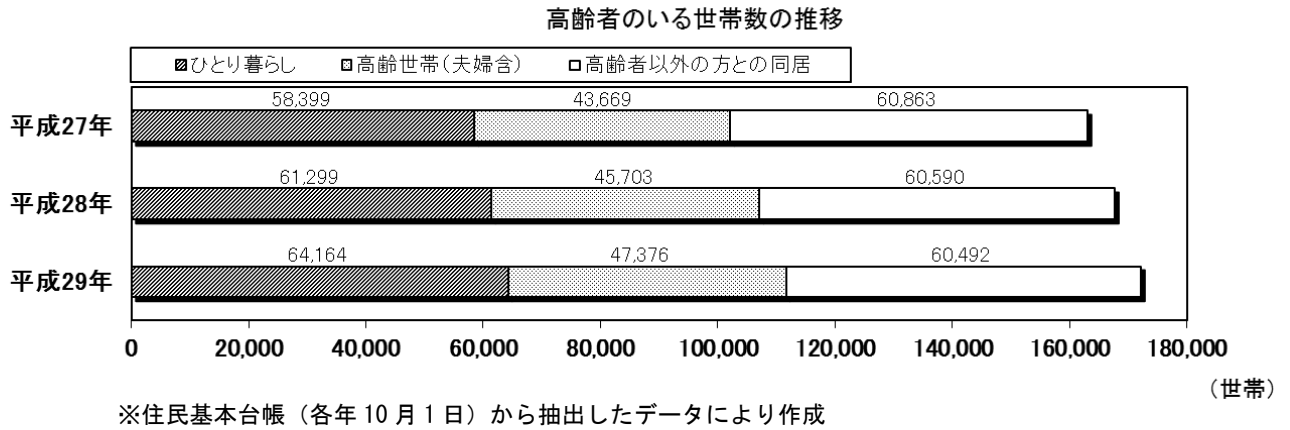


※平成29年までは実績（住民基本台帳（各年10月1日））、30年以降は推計

## 2 在宅高齢者の世帯状況

本市の高齢者のいる世帯数は、本年10月1日現在172,032世帯で、平成27年から29年の3年間で5.3%の増となっています。

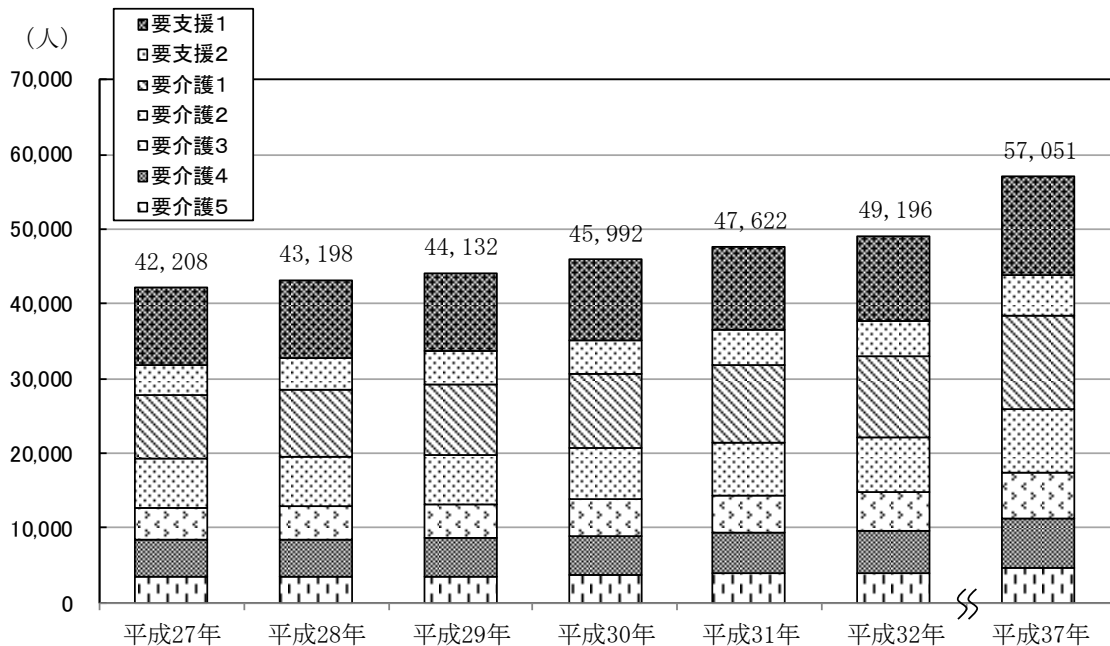
このうち、高齢者以外の方と同居している世帯は0.6%の減となっている一方、ひとり暮らし世帯は8.9%の増、高齢者のみ世帯は7.8%の増と割合が増加しています。



## 3 要介護等認定者数の現状と推計

本市の要介護等認定者数は、本年10月1日現在で44,132人、出現率（第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合）は18.2%となっています。

第7期事業計画期間においても、要介護等認定者の8割以上を占める後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加が考えられ、平成32年における要介護等認定者数は49,196人、出現率19.1%と見込んでいます。

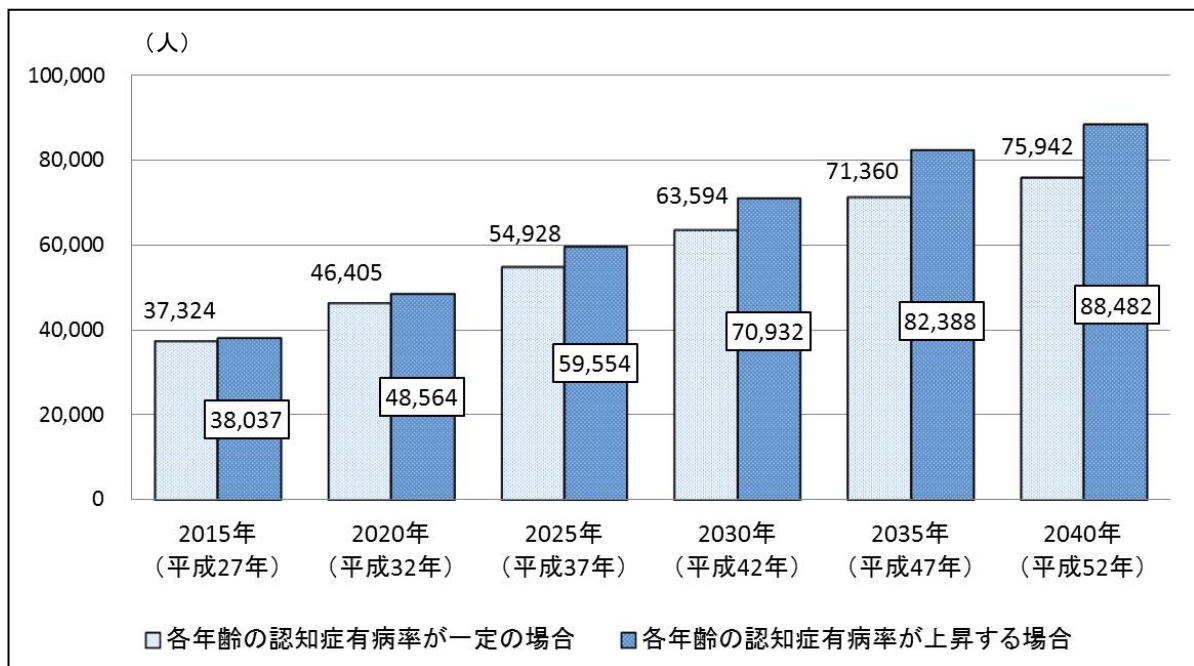


※平成29年までは実績（住民基本台帳（各年10月1日））、30年以降は推計

#### 4 認知症高齢者数の推計

厚生労働省が平成 27 年 1 月に公表した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、高齢化の進展に伴いさらに認知症高齢者が増加することを見込んでおり、平成 37 年には全国で約 700 万人前後になることを見込んでいます。

認知症の有病率は、糖尿病の有病率の増加に伴い上昇することが明らかになっていきます。糖尿病有病率は近年増加傾向にあり、この糖尿病有病率が今後も上昇すると仮定し推計した場合、本市の認知症高齢者の数は平成 37 年には約 6 万人、平成 47 年に 8 万人を超えることが予想されます。



※65 歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H25.3）」）を基に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授）」より推計

## 5 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

### (1) 健康づくり・介護予防に取り組みやすい環境づくり

高齢化がさらに進む中で、健康寿命の延伸やQOLを維持・向上することがますます重要となっており、健康づくり・介護予防により取り組みやすい環境づくりが必要です。

### (2) 高齢者の活躍の機会の充実

地域や社会における高齢者の役割への期待が高まる中で、地域や社会との関わりを持てる多様な活動の機会の確保が求められており、高齢者の知識や経験を生かして活躍できる場の充実が必要です。

### (3) 在宅生活を支える生活支援サービスの充実・住まいの確保

日常生活上の支援が必要になっても地域で暮らし続けられるよう、高齢者や介護する家族への介護保険サービスに加え、在宅生活を支えるサービスの提供や、多様なニーズに対応した住まいの確保などの取り組みを進めていくことが必要です。

### (4) 支え合いの体制づくり

高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域団体や住民等支援のすそ野を広げるとともに、医療・介護分野をはじめとする専門職や行政、地域包括支援センターなど様々な団体等が連携し、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを進めていくことが必要です。

### (5) 認知症対策

認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方本人や家族の視点を重視し、様々な施策へ参画や提言ができる仕組みを整えるとともに、正しい知識の普及啓発を進めていくことが必要です。

### (6) 介護サービス基盤の整備

高齢者や介護者のニーズを踏まえるとともに、国の制度改正にも対応しながら、必要な介護サービス基盤を整備し、質を確保することが求められています。

### (7) 介護人材の確保・育成

介護人材の不足が懸念される中で、認知症や医療連携など複合的な介護ニーズへの対応も求められていることから、人材の確保と質の向上に向けた取り組みが今後ますます必要となっていきます。

# 第3章 基本目標・施策の体系

## 1 基本目標

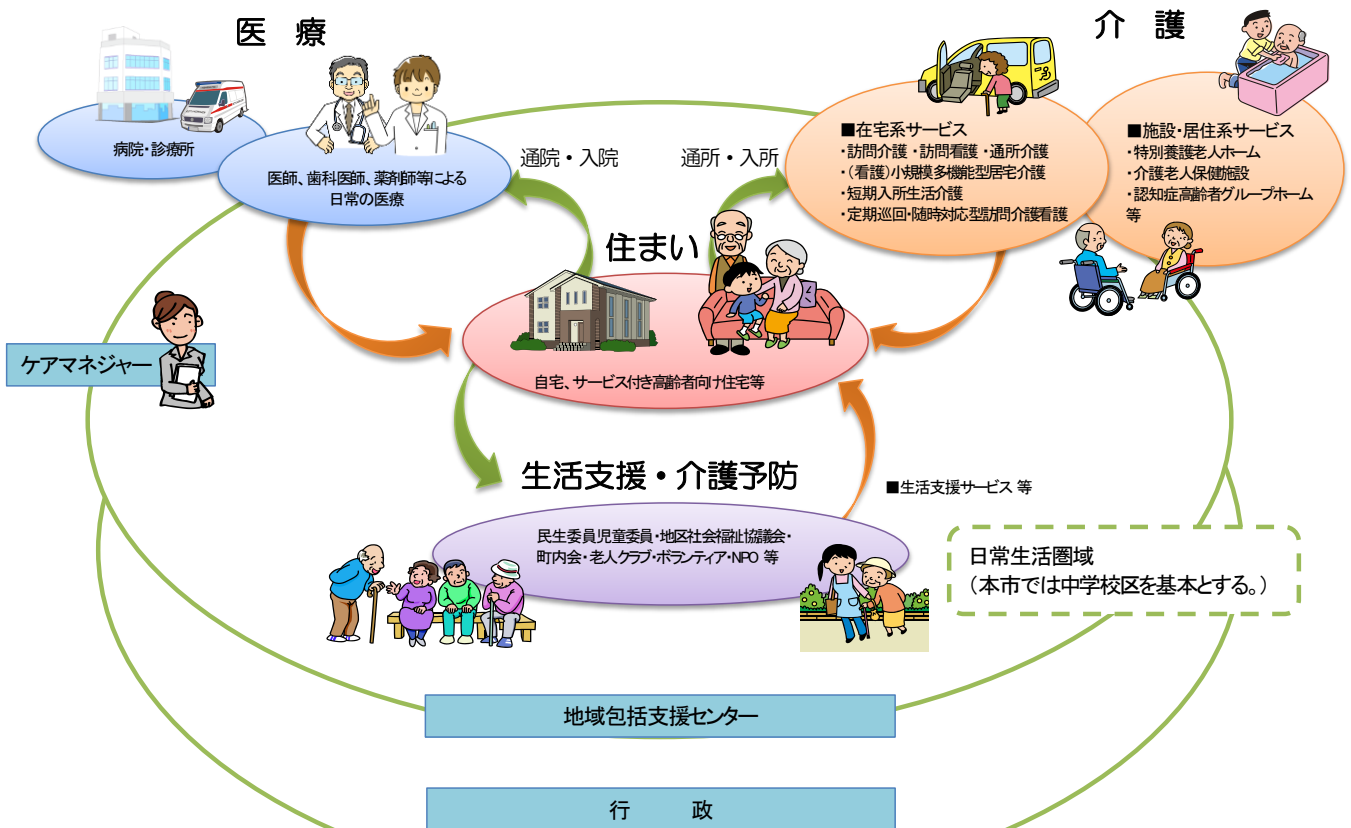
本市の基本構想に掲げる「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする前計画に引き続き、次の基本目標を掲げます。

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

※下線部：本市が目指す地域包括ケアシステム

### 《地域包括ケアシステムについて》

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書  
(厚生労働省ホームページ)をもとに作成

支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自立した生活を送れるよう、介護予防や健康づくりなどの活動に日々取り組むとともに、支援を必要とする方をみんなで支えることや、公的なサービスによる支援も必要となってきます。

そのためには、住民をはじめ、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体やNPO、医療・福祉・介護の専門職、行政などが一体となって、地域全体で取り組みを進めていくことが重要であり、本市においては、中学校区を基本とする日常生活圏域において、それぞれの地域の実情に応じた、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

■市民一人ひとりの取り組み

介護予防・健康づくり、社会参加活動、生きがいづくり、就労 など

■みんなで支える取り組み

ボランティア活動、見守り・ちょっとした助け合い、専門職を含めた地域の支え合いのネットワーク など

■公的なサービス

介護保険、医療保険、福祉サービス、市民一人ひとりの取り組みやみんなで支える取り組みを推進するための環境整備・支援 など

## 2 施策の体系

高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題（10頁）を踏まえ、次の「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を設定し、基本目標の実現（本市が目指す地域包括ケアシステムの構築・推進）に向けて取り組んでいきます。

### 【方向1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

#### （施策1）健康と元気でいられる環境づくり

急速に高齢化が進展していく中、高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう、介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備を進めます。

#### （施策2）知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

高齢者が知識や経験、能力を生かして活躍し続けられるよう、多様化する高齢者の価値観や状況を踏まえ、多彩な学びの機会の提供のほか、就労の機会の確保、地域の支え合い活動やボランティア活動などの社会参加、生きがいづくりに対する支援などを進め、高齢者の活動機会の充実を図ります。

### 【方向2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

#### （施策3）必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、多様な生活支援サービスを提供する体制づくりのほか、高齢者の尊厳保持に向けた虐待防止や、成年後見制度などの権利擁護の取り組みを進めます。

また、高齢者一人ひとりがその生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、多様な住まいの確保などの居住環境の整備に取り組めます。

#### （施策4）地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することができるよう、地域における支え合いの機運醸成に取り組むとともに、地域の資源やつながりを生かした支え合いの活動の担い手育成や活動の充実に向けた支援を進めます。

また、地域包括ケアシステムを構築するうえで中核としての役割を担う地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護などをはじめとする様々な専門職や関係機関等の連携強化を図ります。

### **(施策5)認知症の人が安心して暮らせるまちづくり**

認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方本人や家族目線での支援の充実に取り組みます。

また、医療・介護専門職の人材育成と連携強化を図るとともに、地域における認知症に対する理解を広め、認知症の方や家族を支える体制づくりを進めます。

## **【方向3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために**

### **(施策6)介護サービス基盤の整備**

高齢者が適切な介護サービスを受け、高齢者を支える家族も仕事や育児などと介護を両立できるように、サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。とりわけ特別養護老人ホームなどの施設サービスや認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、地域の状況を踏まえつつ、計画的な整備に努めます。

### **(施策7)高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保**

将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体などと連携した積極的な人材確保のための取り組みや、質の高いサービスを提供できる人材の育成支援を進めます。

また、介護従事者の負担軽減に向け、ICTの活用支援などの取り組みを進めます。



## 第4章 高齢者保健福祉施策の推進

### 【方向1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

#### (施策1)健康と元気でいられる環境づくり

##### (1) 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

###### ① 一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

誰もがいつまでも健康で活躍し続けられるよう、運動・口腔機能の維持・向上、うつ・閉じこもり予防などの一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組みを推進していきます。

###### ② 地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

高齢者が地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保などの取り組みを進めていきます。

##### (2) スポーツ活動支援

高齢者の健康づくりやいきがいづくりにつなげるほか、活動を通じた交流にも資するスポーツ活動を支援します。

#### (施策2)知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

##### (1) 多彩な生涯学習の展開

高齢者の学びのニーズに応えるとともに、学びを通じた交流や活力、学んだ成果がボランティアや地域での社会貢献活動につながるよう、主体的な学びの機会の充実を図ります。また、こうした機会を通じて得た知識やネットワークを、地域での支え合い活動等に生かしていけるよう支援します。

##### (2) 社会参加活動の推進

本格的な少子高齢社会において、地域や社会における様々な活動の担い手として高齢者の役割への期待が高まる中で、就労の機会の提供に向けた取り組み、地域における支え合い活動やボランティア活動、老人クラブ活動など、高齢者自らが地域や社会とつながり、「支え手」ともなる社会参加活動への支援を進めます。

また、高齢者の社会参加活動の促進に向け、外出支援の取り組みを進めます。

## 【方向2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

### (施策3)必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

#### (1) 多様な生活支援サービスを提供する体制づくり

##### ① 在宅生活を支える多様な支援

在宅生活を希望する高齢者や家族からの介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護保険サービスのほか在宅生活を支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めていきます。

また、介護を行う家族に対しても、介護の知識や技術を学べる講座や相談会・交流会を開催するなど、支援を進めていきます。

##### ② 安心できる暮らしの確保

平常時からの見守りや支え合いの取り組みを土台として、災害時に援護を必要とする高齢者に関する情報を地域で共有することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な支援を行えるよう、災害対応力の強化に取り組みます。

また、高齢者の消費者被害防止のための知識の普及や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを進めます。

#### (2) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護保険のサービス利用等への支援が求められることから、成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めていきます。

#### (3) 高齢者の居住環境の整備

高齢者がそれぞれの身体や生活の状況に応じ快適に暮らしていくことができるよう、高齢者向けの多様な住まいや居住環境を整えるとともに、高齢者が自身にふさわしい住まいを選択し確保できるよう支援していきます。

### (施策4)地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いへの支援

#### (1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

##### ① 地域支え合いの機運の醸成と担い手の育成

住民同士の支え合いの重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、そうした活動の担い手の育成に取り組み、地域の実情に合わせた支え合いの体制づくりを一層推進していきます。

## ② 地域支え合い推進のための体制整備と活動に対する支援の充実

高齢者の在宅生活における様々な課題に対応していくために、関係機関の更なる連携強化を図るとともに、ボランティア等の担い手の養成や支援ニーズとサービス提供主体のマッチングのための仕組みづくり、見守り活動や相談体制の整備などを進めます。

また、地域全体で高齢者の暮らしを支えていくため、地域の住民や、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどの様々な団体や関係機関による支え合い活動に対する支援の充実を図ります。

## (2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

### ① 地域ケア会議を通じた連携強化

高齢者が在宅で暮らし続けられるために、個別課題の解決が図られるよう、地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の多職種「顔の見える関係」づくりや、支援の担い手などの地域資源の創出に取り組みます。

### ② 在宅医療・介護連携の強化

医療・介護に関わる地域資源を把握し共有できる仕組みづくりや、地域における多職種連携の取り組みへの支援体制の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修の実施や、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。

## (3) 地域包括支援センターによる支援の充実

### ① 地域包括支援センターの取り組みの推進

地域包括支援センターは地域の高齢者支援の拠点として、総合相談・支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を行っています。

今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加する中であっても、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターによる取り組みを進めます。

### ② 地域包括支援センターへの支援の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての役割を期待されており、平成27年4月から機能強化を進めてきました。

高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、支援の充実を図っていきます。

## **(施策5)認知症の人が安心して暮らせるまちづくり**

### **(1) 認知症の方や家族の視点に立った支援の充実** .....

認知症になっても、早期に適切な相談や支援を受けることで、自立した日常生活を送ることができる方もいます。認知症の正しい知識や対応方法の啓発、相談窓口の充実・強化を図るとともに、認知症の方が様々な事業に参画・提言できる仕組みを作るなど、認知症の方や家族の意見を取り入れ、症状の進行に合わせた事業を展開します。

### **(2) 医療・介護専門職等の人材育成と連携強化** .....

#### **① 医療職の認知症対応力向上**

認知症に対応する医療専門職を対象に、認知症の人と家族を支えるために必要な基本知識や、医療介護連携の重要性を習得するための研修を実施します。

#### **② 認知症介護職等の質の向上**

認知症の方の視点に立ち、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、認知症介護等に関する研修を実施し、認知症の方に関わる介護職等の質の向上を図ります。

#### **③ 早期発見・早期対応の推進**

認知症の疑いのある方に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター、認知症の医療・介護にかかわる関係機関等が連携し早期発見・早期対応につなげます。

### **(3) 認知症に対する理解と地域での支え合いの促進** .....

地域で認知症の方とその家族を支えていくためには、地域の方々に認知症について正しく理解してもらうことが必要です。認知症に関する正しい知識や、認知症の方や家族の視点に立った支援方法の普及啓発を図るなど、地域における支え合いが充実するよう取り組みます。

## **【方向3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために**

## **(施策6)介護サービス基盤の整備**

### **(1) 介護サービス基盤の整備** .....

施設サービスについては、入所希望者等の状況を的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据え、適切な量の施設整備を継続的に実施します。

併せて、施設の地域バランスや開所時期などを考慮した整備手法についても検討します。

また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生

型サービスについても、円滑に実施できるよう取り組みます。

#### 【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のための施設として、重点的に整備を進めます。

#### 【介護老人保健施設】

病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いて、看護、介護を必要とする高齢者のための施設として、整備を進めます。

#### 【地域密着型サービス】

要介護状態になった高齢者が、自宅や身近な地域において、適切な介護サービスを受けることができるよう、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、日常生活圏域ごとにさまざまな形態の地域密着型サービス基盤の整備を進めます。

#### 【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム等について、入居者のニーズに合わせ、また介護の質を担保するため、特定施設への指定を進めます。

### 《介護サービス基盤整備の目標》

計画期間（平成30～32年度）内の整備量（※）の目標は、次のとおりです。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 特別養護老人ホーム        | 850人分 |
| 介護老人保健施設         | 100人分 |
| 認知症高齢者グループホーム    | 180人分 |
| 特定施設入居者生活介護      | 300人分 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所及び |       |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 12事業所 |

※医療療養病床から介護保険施設等への転換分は含めない。

## （施策7）高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

### （1）サービスを担う人材の確保

職員の処遇改善、ICTの活用等省力化に向けた検討、職場環境の向上など、事業所の介護人材確保に向けた取り組みへの支援を強化していきます。

また、将来の介護の担い手となる若い世代に対し、介護の仕事の魅力について中長期的な啓発を継続して行います。

さらに、看護師や介護関係の免許・資格等を持っていながら就業していない方

に対して、関係団体を通じた働き掛けを行うなど、有資格者の就業につながる効果的な取り組みを進めます。

**(2) 質の高いサービスを提供できる人材の確保**

介護職員や介護支援専門員・地域包括支援センター職員などを対象とした研修を実施し、職員のスキルアップを図るとともに、認知症高齢者や医療依存度の高い要介護者等に関する内容を研修で取り上げていくことで、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高い人材の確保につなげます。

また、介護職員が将来への展望を持って介護現場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた適切な処遇がなされるよう、キャリアパスの確立に向けた取り組みも促進します。

## 第5章 介護保険対象サービスの量の見込み

計画期間中の介護（予防）サービスの見込み量を、次のとおり推計しました。

### 1 居宅サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービスです。

要介護等認定者数の増加に伴い、各サービスの利用が伸びるものとして推計しています。

※ 特定施設入居者生活介護は3で推計

### 2 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービスです。

地域密着型サービスに係る基盤整備の方向性を踏まえて推計しています。

※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は3で推計

### 3 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）などのサービスです。

施設等の整備目標を踏まえて推計しています。

※介護予防・日常生活支援総合事業については「5 主な地域支援事業の量の見込み」を参照

#### 4 各年度の介護（予防）サービスの種類ごとの量の見込み

※介護サービス・介護予防サービスの合計

|                     |                                    | 平成<br>29年度 | 平成30年度    |         | 平成31年度    |        | 平成32年度    |        |
|---------------------|------------------------------------|------------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--------|
| <b>(1)居宅サービス等</b>   |                                    |            |           |         |           |        |           |        |
| ①                   | 訪問介護<br>(回/年)                      | 1,792,391  | 1,777,052 | -0.9%   | 1,845,533 | +3.9%  | 1,911,865 | +3.6%  |
| ②                   | 訪問入浴介護<br>(回/年)                    | 42,913     | 44,332    | +3.3%   | 46,108    | +4.0%  | 47,757    | +3.6%  |
| ③                   | 訪問看護<br>(回/年)                      | 256,526    | 267,682   | +4.3%   | 277,615   | +3.7%  | 287,314   | +3.5%  |
| ④                   | 訪問リハビリテーション<br>(回/年)               | 26,832     | 28,063    | +4.6%   | 29,137    | +3.8%  | 30,095    | +3.3%  |
| ⑤                   | 居宅療養管理指導<br>(人/月)                  | 5,146      | 5,365     | +4.3%   | 5,569     | +3.8%  | 5,766     | +3.5%  |
| ⑥                   | 通所介護<br>(回/年)                      | 748,330    | 724,844   | -3.1%   | 752,279   | +3.8%  | 778,784   | +3.5%  |
| ⑦                   | 通所リハビリテーション<br>(回/年)               | 386,565    | 403,398   | +4.4%   | 418,145   | +3.7%  | 432,315   | +3.4%  |
| ⑧                   | 短期入所生活介護<br>(日/年)                  | 438,050    | 457,486   | +4.4%   | 475,175   | +3.9%  | 491,955   | +3.5%  |
| ⑨                   | 短期入所療養介護<br>(日/年)                  | 35,149     | 35,211    | +0.2%   | 36,475    | +3.6%  | 37,823    | +3.7%  |
| ⑩                   | 特定施設入居者生活介護<br>(人/月)               | 1,589      | 1,634     | +2.8%   | 1,697     | +3.9%  | 1,762     | +3.8%  |
| ⑪                   | 福祉用具貸与<br>(人/月)                    | 13,258     | 13,824    | +4.3%   | 14,327    | +3.6%  | 14,810    | +3.4%  |
| ⑫                   | 特定福祉用具購入<br>(件/年)                  | 3,006      | 3,120     | +3.8%   | 3,252     | +4.2%  | 3,360     | +3.3%  |
| ⑬                   | 住宅改修<br>(件/年)                      | 2,797      | 2,916     | +4.3%   | 3,024     | +3.7%  | 3,120     | +3.2%  |
| ⑭                   | 居宅介護支援<br>(人/月)                    | 23,337     | 22,768    | -2.4%   | 23,591    | +3.6%  | 24,386    | +3.4%  |
| <b>(2)地域密着型サービス</b> |                                    |            |           |         |           |        |           |        |
| ①                   | 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護<br>(人/月)      | 205        | 229       | +11.7%  | 250       | +9.2%  | 268       | +7.2%  |
| ②                   | 夜間対応型訪問介護<br>(人/月)                 | 19         | 27        | +42.1%  | 27        | +0.0%  | 27        | +0.0%  |
| ③                   | 認知症対応型通所介護<br>(回/年)                | 58,701     | 60,375    | +2.9%   | 60,375    | +0.0%  | 60,375    | +0.0%  |
| ④                   | 小規模多機能型居宅介護<br>(人/月)               | 744        | 809       | +8.7%   | 858       | +6.1%  | 901       | +5.0%  |
| ⑤                   | 認知症対応型共同<br>生活介護(グループホーム)<br>(人/月) | 1,763      | 1,917     | +8.7%   | 1,926     | +0.5%  | 1,987     | +3.2%  |
| ⑥                   | 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護<br>(人/月)      | -          | -         | -       | -         | -      | -         | -      |
| ⑦                   | 地域密着型介護老人福祉<br>施設入所者生活介護<br>(人/月)  | 347        | 397       | +14.4%  | 397       | +0.0%  | 425       | +7.1%  |
| ⑧                   | 看護小規模多機能型<br>居宅介護<br>(人/月)         | 130        | 212       | +63.1%  | 263       | +24.1% | 366       | +39.2% |
| ⑨                   | 地域密着型通所介護<br>(回/年)                 | 326,165    | 340,002   | +4.2%   | 352,966   | +3.8%  | 365,436   | +3.5%  |
| <b>(3)施設サービス</b>    |                                    |            |           |         |           |        |           |        |
| ①                   | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)<br>(人/月)   | 3,319      | 3,684     | +11.0%  | 3,997     | +8.5%  | 4,198     | +5.0%  |
| ②                   | 介護老人保健施設<br>(人/月)                  | 2,794      | 3,031     | +8.5%   | 3,201     | +5.6%  | 3,201     | +0.0%  |
| ③                   | 介護医療院(介護療養型医療施設)<br>(人/月)          | 12         | 0         | -100.0% | 0         | +0.0%  | 0         | +0.0%  |
|                     | 利用者数計<br>(人/月)                     | 6,125      | 6,715     | +9.6%   | 7,198     | +7.2%  | 7,399     | +2.8%  |

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援については、総合事業(地域支援事業)へ移行しています。  
(29年度:経過措置 30年度以降:完全移行)



## 5 主な地域支援事業の量の見込み

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

- (1) 訪問介護型・生活支援訪問型サービス（現行相当・緩和した基準によるサービス）  
従来の介護予防訪問介護を平成 29 年より総合事業に移行して実施しています。  
高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

※29 年度：経過措置 30 年度以降：完全移行

- (2) 通所介護型・生活支援通所型サービス（現行相当・緩和した基準によるサービス）  
従来の介護予防通所介護を平成 29 年より総合事業に移行して実施しています。  
高齢者人口の増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

※29 年度：経過措置 30 年度以降：完全移行

- (3) 通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）

従来の二次予防事業における通所型介護予防事業を総合事業に移行して実施しています。サービス実施事業所に通い、体力や筋力の低下を改善して生活しやすくなるように、保険・医療の専門職が運動器の機能向上及び口腔機能向上の介護予防プログラムを行います。

サービスメニューの多様化等の要因により、総合事業を開始した平成 29 年度は利用者数の減少が見込まれますが、今後は高齢者数の増加に伴い利用者数の増加を見込んでいます。

### 【任意事業】

- (1) 介護用品支給事業

要介護 4 または 5 の認定を受けた市民税非課税世帯の方（2 号被保険者を含む）等に対して、使い捨ておむつ等の介護用品を支給する事業です。

これまでの利用状況や、要介護等認定者の推計結果を考慮した上で、利用件数の増加を見込んでいます。

- (2) 食の自立支援サービス事業

要支援者、要介護者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い方のうち、低栄養状態の改善が必要な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅に届けるとともに、安否確認を行う事業です。

これまでの利用状況や、要介護等認定者の推計結果を考慮した上で、配食数の増加を見込んでいます。

| 事業名                      |  | 平成29年度 | 平成30年度  | 平成31年度          | 平成32年度         |                |
|--------------------------|--|--------|---------|-----------------|----------------|----------------|
| <b>【介護予防・日常生活支援総合事業】</b> |  |        |         |                 |                |                |
| (1)                      | 訪問介護型・生活支援訪問型サービス<br>(現行相当・緩和した基準によるサービス)(※) | (回/年)  | 212,892 | 313,155 + 47.1% | 322,466 + 3.0% | 331,506 + 2.8% |
| (2)                      | 通所介護型・生活支援通所型サービス<br>(現行相当・緩和した基準によるサービス)(※) | (回/年)  | 259,057 | 325,383 + 25.6% | 335,054 + 3.0% | 344,442 + 2.8% |
| (3)                      | 通所介護型短期集中予防サービス<br>(元気応援教室)                  | (人/年)  | 380     | 410 + 7.9%      | 440 + 7.3%     | 470 + 6.8%     |
| <b>【任意事業】</b>            |  |        |         |                 |                |                |
| (1)                      | 介護用品支給事業                                     | (件/年)  | 6,252   | 6,734 + 7.7%    | 7,253 + 7.7%   | 7,812 + 7.7%   |
| (2)                      | 食の自立支援サービス                                   | (食/年)  | 336,749 | 340,117 + 1.0%  | 343,518 + 1.0% | 346,953 + 1.0% |

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成29年度より総合事業(地域支援事業)に移行しています。  
(29年度:経過措置 30年度以降:完全移行)

## 第6章 介護保険制度の円滑な運営に関する方策

### 1 保険料段階の設定

保険料段階は、基準額（第6段階：割合1.0）に対し、所得の低い層（第1～第5段階：市町村民税本人非課税）で軽減した分を、所得の高い層（第7段階以上：市町村民税本人課税）の負担で賄えるよう設定しているものであり、次期の保険料段階についても、現行の12段階を基本として設定していきます。

※保険料段階及び保険料の試算額については、28頁をご覧ください。

### 2 サービスの質の確保と効果的・効率的な介護給付の推進

介護給付等のサービス提供が、真に要介護者等の自立支援に資するなど、所期の目的を達成しているか、事業者による不正・不適正なサービスがないか、などの観点から、介護サービス事業者に対する指導監査やケアプランの点検などによるサービスの質の確保に取り組みます。

また、認定調査員への研修や助言指導等、認定調査の技術向上による要介護認定の適正化、医療給付情報と介護給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検するほか、利用者への介護給付費通知書の送付等により、適正なサービス利用についての意識の醸成を図るとともに、介護報酬請求の適正化を図るなど、保険給付費の適正化の取り組みを進めます。

### 3 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

仙台市ホームページによる事業者リストの掲載や、地域包括支援センターや民生委員児童委員を通じた情報提供など、利用者のサービス選択に役立つ情報提供の充実を図ります。

また、パンフレットの充実、市民出前講座の実施などにより、介護保険制度の周知・啓発に取り組み、介護保険事業を円滑に実施するための施策を行っていきます。

## 平成30年度～平成32年度における介護保険料の試算

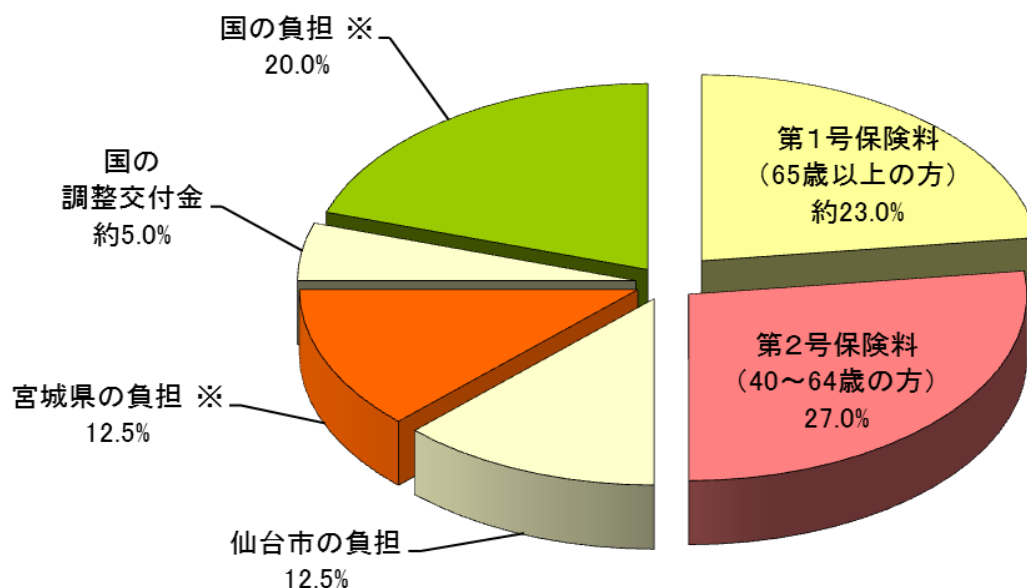
### 1 平成30年度～平成32年度における保険給付費等の見込み

介護サービスの見込み量（22頁）に基づく保険給付費等の費用は2,298億円と見込まれます。

\*現時点での試算額です。平成30年度介護報酬改定の率等、不確定な要素があるため、今後、変動することがあります。

| 区 分                   |           | 平成30年度 | 平成31年度(前年比) | 平成32年度(前年比) | 平成30～32年度計 | (参考)第6期計 |
|-----------------------|-----------|--------|-------------|-------------|------------|----------|
| 保<br>険<br>給<br>付<br>費 | 居宅サービス等   | 299億円  | 311億円 +4.0% | 322億円 +3.5% | 932億円      | 1,027億円  |
|                       | 施設サービス    | 209億円  | 224億円 +7.2% | 230億円 +2.7% | 663億円      | 560億円    |
|                       | 地域密着型サービス | 131億円  | 135億円 +3.1% | 144億円 +6.7% | 410億円      | 304億円    |
|                       | 高額介護サービス等 | 40億円   | 41億円 +2.5%  | 42億円 +2.4%  | 123億円      | 134億円    |
|                       | 小計        | 679億円  | 711億円 +4.7% | 738億円 +3.8% | 2,128億円    | 2,025億円  |
| 地域支援事業                |           | 55億円   | 57億円 +3.6%  | 58億円 +1.8%  | 170億円      | 48億円     |
| 合 計                   |           | 734億円  | 768億円 +4.6% | 796億円 +3.6% | 2,298億円    | 2,074億円  |

### 2 平成30年度～平成32年度における保険給付費の財源構成



※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等）に係る給付費については、国の負担が15.0%、宮城県の負担が17.5%になります。

### 3 平成30年度～平成32年度における第1号被保険者の保険料の試算額

\*現時点での試算額です。平成30年度介護報酬改定の率等、不確定な要素があるため、今後、変動することがあります。

#### (1) 基準月額

26頁の図のとおり、介護保険の保険給付費の約23%を第1号被保険者の方に負担していただくことになります。

26頁の1の保険給付費等を基に、平成30年度から平成32年度の介護保険料の基準額（月額換算）を第6期の保険料段階設定を用いて試算しますと5,924円となります。

#### 【基準月額とは】

計画期間中の保険料収納必要額（介護保険の保険給付費の約23%）を、所得段階別の負担割合を反映した被保険者見込数で除して年額を算出し、その金額を12で除して、月額に換算した金額です。

| 区 分     | 第1期<br>12年度～14年度 | 第2期<br>15年度～17年度 | 第3期<br>18年度～20年度 | 第4期<br>21年度～23年度 | 第5期<br>24年度～26年度 | 第6期<br>27年度～29年度 | 第7期<br>30年度～32年度 |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 基準額     | 2,863円           | 3,422円           | 4,117円           | 4,367円           | 5,142円           | 5,493円           | 5,924円<br>※      |
| (対前期比較) |                  | +559円<br>+19.5%  | +695円<br>+20.3%  | +250円<br>+6.1%   | +775円<br>+17.7%  | +351円<br>+6.8%   | +431円<br>+7.8%   |

※本市の介護保険事業財政調整基金（保険料収入の剰余金の積立て）35億円を活用して6,318円を5,924円に軽減しています。

#### (2) 保険料増額の主な要因

##### ①サービスの利用量の増加

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護等認定者数の増加
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム等）などの入所者の増加

##### ②介護保険制度の改正による影響

- 第1号被保険者の負担率の引上げ〔約22%→約23%〕

※国の法令により定められる率です

平成27年度～平成29年度(第6期)の保険料

第1号被保険者の負担率:約22%  
(※)公費により0.5→0.45に軽減しています

| 区分          | 段階 | 対象者  | 保険料     | 基準額に対する割合 |
|-------------|----|--|---------|-----------|
| 基準額より軽減される方 | 1  | 生活保護を受給している方<br>世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方                          | 2,472円  | 0.45(※)   |
|             | 2  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)          | 2,472円  | 0.45(※)   |
|             | 3  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 3,571円  | 0.65      |
|             | 4  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)        | 4,129円  | 0.75      |
|             | 5  | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方          | 4,669円  | 0.85      |
| 基準額         | 6  | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方         | 5,493円  | 基準額 1.0   |
| 基準額より増額される方 | 7  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方   | 6,043円  | 1.1       |
|             | 8  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方                                  | 6,867円  | 1.25      |
|             | 9  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方                                  | 8,240円  | 1.5       |
|             | 10 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方                                  | 9,064円  | 1.65      |
|             | 11 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方                                  | 10,163円 | 1.85      |
|             | 12 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方   | 10,987円 | 2.0       |

合計所得金額(第6期):地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)です。



平成30年度～平成32年度(第7期)の保険料(試算額)

第1号被保険者の負担率:約23%  
(※)公費により0.5→0.45に軽減しています

| 区分          | 段階 | 対象者   | 保険料<br>(月額換算) | 基準額に対する割合 |
|-------------|----|---|---------------|-----------|
| 基準額より軽減される方 | 1  | 生活保護を受給している方<br>世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方                               | 2,666円        | 0.45(※)   |
|             | 2  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)          | 2,666円        | 0.45(※)   |
|             | 3  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 3,851円        | 0.65      |
|             | 4  | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)        | 4,443円        | 0.75      |
|             | 5  | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方          | 5,036円        | 0.85      |
| 基準額         | 6  | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方         | 5,924円        | 基準額 1.0   |
| 基準額より増額される方 | 7  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方  | 6,517円        | 1.1       |
|             | 8  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方                                       | 7,405円        | 1.25      |
|             | 9  | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方                                       | 8,886円        | 1.5       |
|             | 10 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方                                       | 9,775円        | 1.65      |
|             | 11 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方                                       | 10,960円       | 1.85      |
|             | 12 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方  | 11,849円       | 2.0       |

合計所得金額(第7期):地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

# 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案 についてご意見をお寄せください

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案」について、皆様からのご意見を募集しています。

皆様の声を計画へ反映させるため、ぜひご意見をお寄せください。

## ■応募方法

下記の専用はがき（切手不要）のほか、ファクシミリもしくはEメール（様式は自由です）で平成29年12月28日（木）までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください。

<FAX・Eメールの場合の送付先>

・FAX 022-214-8191

・Eメール fuk005130@city.sendai.jp

高齢者保健福祉施策全般に関する  
お問い合わせは、高齢企画課へ  
TEL 022-214-8167

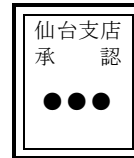
介護保険に関する  
お問い合わせは、介護保険課へ  
TEL 022-214-8246

市民説明会を開催します。  
（申込は不要です。直接会場へお  
越してください。）

| 日時                       | 場所                |
|--------------------------|-------------------|
| 12月22日(金)<br>14:00~15:30 | 仙台市役所本庁舎<br>8階ホール |
| 12月22日(金)<br>19:00~20:30 |                   |
| 12月23日(土)<br>10:00~11:30 |                   |

※来場の際は公共交通機関をご利用ください。

料  
金  
受  
取  
人  
私  
郵  
便



差出有効期間  
平成30年3月  
31日まで  
(切手不要)

郵便はがき

9 8 0 - ● ● ● ●

仙台市役所 健康福祉局  
保険高齢部 高齢企画課 行

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号



✂

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
中間案についてのご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



仙台市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画  
(平成30～32年度)  
中間案  
平成29年11月  
仙台市健康福祉局保険高齢部  
高齢企画課・介護保険課  
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

この冊子は再生紙を使用しています

お住まいの区 \_\_\_\_\_ 区

年齢 \_\_\_\_\_ 歳 性別 男・女